

令和3年度子育て世帯への
臨時特別給付金で

所得制限を超えた子育て世帯へ 町独自で給付金を支給します。

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

新型コロナウイルス感染症の影響は全ての子育て世帯に共通することから、
国の子育て世帯への臨時特別給付金で所得制限により、
町で支給対象とならない世帯に対して、町独自の給付金を支給します。
詳しくは、町ホームページをご確認ください。



3月1日より閲覧可能

申請受付期間
3月7日(月)～
4月15日(金)

給付金名	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（特例給付金）	
給付額	対象となる子ども1人あたり10万円	
給付対象者 (対象となる子ども)	①令和3年9月分の児童手当（特例給付）の算定対象となった子ども ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子ども ③令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた子ども ※いずれも国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の算定対象となってる子どもは除く。	
受給権者 (申請について)	原則、令和3年9月30日時点で本町に住民登録があり、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金が所得制限により本町で受給できなかった児童手当（特例給付）受給者、またはそれに準ずる人（ただし、所得制限以外の支給要件などは原則、国の給付金に基づきます） ※給付対象者①～③の保護者のうち、所得の高い人	
	申請は不要	申請が必要
	給付対象者①の受給権者（公務員を除く） など2月下旬に町から「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（特例給付金）」の支給案内を送付された人	1 給付対象者②の受給権者 2 給付対象者①～③にかかる受給権者のうち公務員 3 給付対象者③の受給権者のうち、 2月以降の児童手当（特例給付）の申請者
手続方法	—	町が3月上旬に送付する申請書を記入し、 提出書類とあわせて子育て応援課へ郵送 または持参にて提出（ただし、申請受付期間内の出生にかかる児童手当の申請者などは、その際に給付金もあわせて申請）
支給時期	3月中旬（予定）	申請月の翌月末（予定）

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国からの10万円給付）の 申請はお済みですか？

申請期限は3月31日（木）です。 ※3月に出生したお子さんについては、
児童手当と同様に出生日の翌日から15日以内に申請してください。

申請がお済みでない人は、申請期限までに手続きをお済ませください。

申請期限を過ぎると支給できませんのでご注意ください。

申請していただいた書類について、順次申請内容を審査し、振込手続きを進めています。振込日などは事前に送付する振込通知書でご確認ください。